

伊丹市規則第 4 6 号

伊丹市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市事務分掌規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第４６号）

伊丹市事務分掌規則（昭和３８年伊丹市規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（事務分掌の具体的事項） 第９条 第４条第１項および第２項に掲げる組織の具体的事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部 （略） 総務部 法制課～総務室 （略） 人材育成室 人事研修課 （１）～（１０） （略） （１１） <u>伊丹市職員研修委員会</u>に関すること。 （１２） （略） 給与制度課 （略） 福利厚生課 <u>（１） 職員広報の編集発行に関すること。</u> <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> （略） <u>（５）</u> （略） <u>（６）</u> （略）	（事務分掌の具体的事項） 第９条 第４条第１項および第２項に掲げる組織の具体的事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部 （略） 総務部 法制課～総務室 （略） 人材育成室 人事研修課 （１）～（１０） （略） （１１） <u>職員広報の編集発行</u>に関すること。 （１２） （略） 給与制度課 （略） 福利厚生課 <u>（１）</u> （略） <u>（２）</u> （略） <u>（３）</u> （略） <u>（４）</u> （略） <u>（５）</u> （略）

<u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 危機管理室 (略) 財政基盤部～緊急経済対策事業推進班 (略)	<u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) 危機管理室 (略) 財政基盤部～緊急経済対策事業推進班 (略)
--	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。